

## I02 財産管理規程

平成29年4月22日 制定

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本放射線技師会（以下「本会」という。）の財産の運用指針、運用手続等について定め、財産の適正かつ効率的な運用を図り、もって本会の目的事業の安定的、継続的な進展に寄与することを目的とする。

### 第2章 細 則

#### (財産の区分)

第2条 この規程において運用の対象とする財産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

#### (財産の運用責任者)

第3条 財産の運用責任者は、会長とする。

- 2 財産の運用事務に関し特定の理事を指名してこれに当らしめることができる。

#### (基本財産の運用基本方針)

第4条 基本財産は、元本が確実に回収できる方法でなければ運用を行うことができない。

- 2 前項の運用に当たっては、常識的な運用益が得られる方法により行うものとする。

#### (運用財産の運用基本方針)

第5条 運用財産は、元本が回収できる可能性が高い方法で運用を行わなければならない。

- 2 運用に当たり、その時々を経済・金融情勢により一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で運用を行うものとする。

#### (運用対象)

第6条 運用の対象は、財産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本財産
  - ア 大口定期預金
  - イ 元本保証の金銭の信託

ウ 日本国国債

エ 地方債

オ 政府保証債

カ 円建て債券

(2) 運用財産

ア 定期預金

イ 元本保証の金銭の信託

ウ 日本国国債・地方債・公社債投資信託

エ 円建て債券

オ 資産流動化商品

2 会長は、前項の規程にかかわらず、安全性、確実性、運用益等を勘案してより適正な商品と認められるものがあるときは、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(運用事務手続)

第7条 第3条第2項に定める財産運用事務担当理事は、財産の運用に当たっては、財務担当者に関係商品の調査をさせ、関係役員等と協議を経た後に、関係書類を添付してあらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

2 運用にかかる商品が満期になり、引き続き同種の商品で運用を行う場合にも、前項の規定に準じて事務処理を行わなければならない。

3 運用にかかる商品について、満期に至るまで継続することが出来ない特別な事情が発生したときには、財産運用事務担当理事は速やかに会長と協議をし、適切な処置を講じなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月22日より施行する。